

# 上田市地域防災計画 原子力災害対策編

## 新旧対照表

令和3年3月

頁	新	旧	修正理由・備考
2	<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p>第2 定義 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の<b>規制</b>に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第1節 計画作成の趣旨</b></p> <p>第2 定義 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等<b>による放射線障害の防止等</b>に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（法律名改正に伴う修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
13	<p align="center"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">令和2年2月5日</a>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p align="center"><b>第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動</b></p> <p>第1 屋内退避及び避難誘導</p> <p>なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">令和元年7月3日</a>）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（時点修正）</p>
15	<p align="center"><b>第9節 飲料水・食物の摂取制限等</b></p> <p>第3 食物摂取制限に関する指標 （「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">令和2年2月5日</a>）」）</p>	<p align="center"><b>第9節 飲料水・食物の摂取制限等</b></p> <p>第3 食物摂取制限に関する指標 （「原子力災害対策指針（最新改定日 <a href="#">令和元年7月3日</a>）」）</p>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（時点修正）</p>

頁	新	旧	修正理由・備考
20	<p>第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、警察及び消防機関 <u>に対する迅速な報告・通報</u></li> <li>2 <u>消火・延焼防止</u></li> <li>3 <u>立入禁止区域の設定</u></li> <li>4 <u>避難のための警告</u></li> <li>5 <u>汚染の拡大防止及び除去</u></li> <li>6 <u>放射線の遮蔽</u></li> <li>7 <u>放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置</u></li> </ol>	<p>第1 原子力事業者及び核燃料物質等の運搬を委託された者の対応</p> <p>運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県、警察及び消防機関 <u>への迅速な通報</u></li> <li>2 <u>消火、延焼防止の措置</u></li> <li>3 <u>核燃料物質の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外立ち入りを禁止する措置</u></li> <li>4 <u>モニタリングの実施</u></li> <li>5 <u>運搬に従事する者や付近にいる者の退避</u></li> <li>6 <u>核燃料物質による汚染の拡大の防止及び除去</u></li> <li>7 <u>放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</u></li> <li>8 <u>その他放射線障害の防止のために必要な措置</u></li> </ol>	<p>国の防災基本計画、長野県地域防災計画に合わせて修正（国の原子力災害対策指針の改正に合わせた修正）</p>